

**「有限会社野澤産業 植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業」
に係る環境影響評価準備書に関する
熊本県環境影響評価審査会意見**

「有限会社野澤産業 植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業に係る環境影響評価準備書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価書の作成及び事業の実施にあたっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[大気環境]

粉じん等

- (1) 廃棄物の埋立時には、即日覆土、転圧締め固め及び散水等の環境保全措置のみが検討されているが、風向によっては隣接住宅への影響の恐れもあることから、予測及び評価する必要がある。

騒音・振動

- (1) 近隣人家付近の敷地境界で予測しているが、騒音レベルがもっと高くなると予想される箇所もあることから、より発生源に近い人家付近の敷地境界でも、騒音について予測及び評価する必要がある。

[水環境]

地下水

- (1) 浸透水による水の汚れ、富栄養化はないとされているが、評価項目の選定理由にあるように、河川・地下水汚染の恐れを考慮するのであれば、供用時の地下水等の水質への影響についても、予測及び評価すべきか検討する必要がある。
- (2) 観測井No.1での地下水の流向は、事業地を通るのではなく自転車道の西側からであり、地下水への影響予測には寄与しないことから、No.1とNo.2の中間より東側の事業地にも観測井を設置し予測及び評価する必要がある。

[土壌に係る環境その他の環境]

地形及び地質

- (1) 本事業は、盛土や埋立等を実施することから、地震災害時等による表層地滑りや円弧滑りの恐れがあるため、地形及び地盤等に関して定期的に観測する必要がある。

[動物・植物・生態系]

動物

- (1) 動物調査については、以下の事項について再度検討し、必要であれば調査し結果を記載すべきである。
 - ・動物の調査項目に対する秋季調査の実施
 - ・陸産貝類調査の実施
 - ・哺乳類の夜間調査における自動撮影装置の使用やトラップ法の実施
- (2) エゾシジロシロチョウ幼虫の食草スズシロソウに対する分布調査結果を記載するとともに、事業地周辺地域で同草が自生していなかった場合の、同チョウに対する保全措置についても記載する必要がある。
- (3) 建設工事は、地形的に低い事業地の南側から行われるため、その進行に伴って、動物が高台である北側に追い込まれる可能性がある。よって、それらの動物が捕獲された場合の対策についても記載すべきである。

植物

- (1) 法面の緑化においては、草地環境の復元のみでは外来種の進入は性質上防止できないため、消失する草地環境のみならず、生物多様性の観点から、樹林、竹林にも配慮する必要がある。
- (2) 貯留えん堤部は、他地域からの廃土も利用するため、土中に含まれる植物の種類が特定できない。よってその植栽については、事業地西側を考慮し、10年後の植生を想定したうえで、使用する樹種等を選定し記載する必要がある。

生態系

- (1) 生物の多様性を示す食物網は、主な確認種をあげ、正確で詳細な種の記載を行い、生産者、消費者、分解者という生態的地位の位置関係を、消費者の栄養段階の位置関係に留意して記載する必要がある。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

景観

- (1) 貯留えん堤部は、各埋立段階毎に植栽を施すが、高木も含め幾何学的及び人工的にならないよう配慮が必要である。

(2) 雨水調整池については、自転車道からの景観等に配慮し、植栽や転落防止柵を検討する必要がある。